

# 家族経営協定書

## スローガン「明るい家庭、ゆとりある作業、ゆとりある暮らし」

サンプル

### 第1条 目的

この協定書は、相互に責任ある経営への参画を通じて、個々の立場を尊重し、話し合いと協力により、豊かな経営と健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

### 第2条 経営方針の決定

毎年12月に、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善などについて話し合う。

### 第3条 経営の役割分担

相互の意向を尊重し、能力と労力を充分考慮して決定する。

○経営主……経営管理、農作業管理、その他の総括

○妻……農作業補助(野菜全般の栽培管理と出荷)、家事、家計管理  
家族の健康管理

○後継者……経営管理補助、農作業補助、その他の補助

### 第4条 収益配分

①…経営主は労働報酬として、当該月内に各自の口座に振り込む。

妻9万円、 後継者7万円

②…ボーナスは経営状況を見ながら、話し合いの上で決定する。

③…配分額については、農業収益、労働従事状況などを勘案し、毎年1回見直しをする。

### 第5条 就業条件

①…1日の労働時間は、8時間を原則とする。ただし、農作業の繁閑により、協議の上で延長又は短縮することができる。

②…休日は月4回とする。ただし、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況などを踏まえ、協議の上で変更することができる。

③…昼休みは1時間とするが、作業の状況等により適時調整する。

④…正月、お盆などの休日については、話し合いの上で定める。

### 第6条 福利厚生・研修

①…家族は、毎年健康診断を受診する。

②…視察研修や各種農業研修には、積極的に参加する。

③…農閑期には慰労を兼ねて、家族旅行を実施する。

### 第7条 将来の経営移譲

後継者に経営権及び経営用資産を、将来移譲するに当たっては、相互の合意に基づき行うものとする。

### 第8条 その他

この協定書に規定されている以外の事項が生じた場合は、その都度、話し合いで決めるとともに、必要に応じて改訂を行う。

### 附則

① この協定書は、平成 年 月 日より実施する。

② この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

③ この協定書は5通作成し、当事者及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所:十和田市西十二番町6番1号

経営主

印

妻

印

後継者

印

立会人:十和田市農業委員会

会長

印

上北地域県民局地域農林水産部  
農業普及振興室

室長

印